

## 第12回 八尾市地域公共交通会議 会議録

日時：令和4年7月29日（金）14：00～

場所：八尾市水道局 4階 大会議室

### ■次第

#### 第一部（14時～）

1. 開会
  
2. 協議事項
  - (1) 八尾市志紀地域の地域公共交通運行計画（案）
  - (2) 八尾市大正地域の地域公共交通運行計画（案）
  - (3) 八尾市曙川地域の地域公共交通運行計画（案）
  - (4) 八尾市高安地域の地域公共交通運行計画（案）
  - (5) 八尾市南高安地域の地域公共交通運行計画（案）

#### 第二部（15時10分～）

1. 開会
  
2. 協議事項
  - (1) 八尾市竹濑及び南亀井・跡部新町地域の地域公共交通運行計画の変更
  - (2) 八尾市竹濑及び南亀井・跡部新町地域の地域公共交通の事業者募集
  
3. 閉会

### ■会議録

#### 第一部（14時～）

##### 1. 開会

##### 2. 協議事項

<事務局より、第一部資料4～9をもとに説明>

会長：

たくさんの資料の説明、ありがとうございました。では、今から議論を始めます。今日は各資料について意見をいただくところです。運行申請するに当たり、確定ということではなく、意見を出していただく段階だと聞いています。

それぞれ各地区で皆さんの意見をまとめて作られた資料です。事務局が勝手に

出してきたというわけではないという過程を踏んでいます。

5地区あります。一度にどれでもと言うと、全く触れられないところが出てくると困りますので、一つずつ伺っていきます。後ほどもう一度、全体にありませんかと聞きますので発言をお願いします。

まず、資料4、大正地域の運行計画案について意見・質問等があれば伺います。いかがでしょうか。議論は煮詰まってきたので、あまりないと思います。

委員：

冒頭の説明の中で、5つの地域について、この計画ではデマンド型ということでした。これは全てデマンド型でよろしいですか。

事務局：

全て今、竹淵地域が行っているようなタクシー車両を利用したデマンドを考えています。

会長：

他にいかがでしょうか。会長が質問するのはあまりよくありませんが、ルート案が地図上にあります。4ページの1から3とたどっていくと、1から3は小さな時計回りで、3から4ではいったん戻るような感じです。そして、また時計回りで、16、17、18、19と戻ってくるという動きでいいのですね。

事務局：

そうです。駅やコミュニティーセンターに帰ることができることになっています。

会長：

ありがとうございました。その他にありませんか。

委員：

大正地域のまちづくり協議会です。私は、先ほどの資料4の説明で了解しています。一昨年の令和2年から今年まで、何回か各地域の会館で実際に住民と話を進めてきた内容です。私どもとしてはこの計画案に基づき、先ほどの資料9のスケジュール案で、ぜひ一度試行していただきたいと思います。さまざまな問題も出るとは思いますが、とにかく進めてほしいというのが希望です。よろしくをお願いします。

会長：

ご意見ありがとうございます。意見というより地元からのメッセージだったように思います。

委員：

大阪バスです。14と15のバス停の位置ですが、メインのルートから一度入ってまた戻るようになっています。中でUターンができるような場所は確保されていますか。

会長：

事務局からお願いします。

事務局：

14は、会館に大きな駐車場があるため、そこでUターンします。また、15については乗せた所の奥が行き止まり、三差路になっています。そこでUターンするというので考えています。

会長：

他に質問・意見はありませんか。

では後ほど思い出した時点でご発言ください。では次に進みます。

資料5、志紀地域の運行計画案について、意見・質問はありませんか。

(質疑なし)

会長だけが質問するのはよくないのですが、お聞きします。4ページ目のルートを見ると、非常に複雑です。1のコミュニティーセンター前から出発し、右下のループを時計回りで進みます。またコミュニティーセンターに戻り、今度は左上の所を右に曲がります。そしてコミュニティーセンターに戻り、左上の所を右回りで回ります。そしてコミュニティーセンターに戻り、最後は志紀駅まで行くというルートです。志紀駅まで行くと、また次の便が出る時はコミュニティーセンターまでを回送するという動きですか。

事務局：

そうです。予約があったときのためのため、そういう形で行います。

会長：

では、1つお願いですが、乗る人が行き先を間違えないよう配慮をお願いします。

事務局：

分かりました。

会長：

ご意見・ご質問はありませんか。

(質疑なし)

ないようです。また後ほど思い出したところでご発言いただいて結構です。  
3番目に進みます。

資料6、曙川地域の運行計画案に関して、ご意見・ご質問はありますか。

委員：

曙川地区代表です。私たちのコースの前の志紀地区でもあったように、私たちの起点もJR志紀駅前です。発出する時間が近いこともありますが、場所は区分できるのででしょうか。今、他の所を見ると、志紀駅を起点とするのは私どもだけではないということがここで初めて分かりました。今、バスが止まっている所は同じだと思いますが、時間帯が近いとき、間違わずに乗れるかという問題があります。他のことについては進めていただきたいと思います。

私は八尾木区長ですが、八尾木は昔からの旧村で道が狭いです。本当はその旧村のおじいさん、おばあさんが多くいる所を通したいのですが、道が狭く、車のすれ違いもできない所が多いため、取りあえずこれで運行しようということになりました。これから試験運転となったときにはさまざまな意見を採り入れ、考えていきたいと思います。以上です。

会長：

ありがとうございます。ご意見はありますか。

事務局：

あけがわ号としき号については、間違いがないよう、停留所の場所を離し、標

識の上にもあけがわ号、しき号と書くことで間違えないようにしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

会長：

他はいかがでしようか。特にないようです。後ほど触れていただいてもいいこととして次に進みます。

資料7、高安地域の運行計画案についてのご意見・ご質問はありませんか。

(質疑なし)

では、私から伺います。この地域だけは一筆書きの往復になっています。他の所は基本的にループ運行です。ループの8便と一筆書きの4往復は微妙に違うという気がします。経費的にはどちらも同じでしようが、事務局はどう考えていますか。

事務局：

地域に入ったときにループ型か往復型かという提案をしました。この地域については、万代楽音寺店に行きたいという声が多く、どちらにするかということで、まず往復運行から始めたいと思えます。

会長：

地元の方がそれでいいのであれば問題ありません。他にご意見・ご質問はありませんか。よろしくお願ひします。

委員：

大阪バスです。私はこの辺の土地勘がないのですが、バス停の写真を見ていると、結構、道が細いです。後ほどまた調整されるとは思いますが、停留所間の運行時間はこれで大丈夫でしようか。

事務局：

公用車で走ったところ、この時間で大丈夫でした。実際に運行事業者が決まり、その車両で走ったときにどういう形になるかにより、今後時間を調整したいと思えます。

会長：

ありがとうございます。私からも質問です。全停留所を律義に回るわけではないですね。予約が入っていない所は飛ばすことになりますか。

事務局：

そうです。予約の入っている所にだけ止まることになります。

会長：

細い道を全部、律義に通ることはないかもしれないということですね。

事務局：

そうです。ショートカットもできます。しかし、ちょうどここは起伏が激しい所なので、下まで降りないとショートカットができないという地形です。

会長：

他にご意見・ご質問はありませんか。

では、後ほど触れていただいてもいいということで、資料8に進みます。

南高安の運行計画案について、ご意見・ご質問はありませんか。

委員：

八尾警察署です。南高安地区の2、18の停留所の想定場所について、ここは商店街のほうへの一方通行、両面通行の道ですか。2と18、高安駅前と書いてある停留所です。ここは駐輪場の入り口でしょうか。

事務局：

そうです。駐輪場入り口です。

委員：

その場合、駐輪場から出てくる自転車の見通しが悪くなるのではないのでしょうか。敷地内であれば大丈夫だと思いますが、幅員が若干狭いのではないかと感じる場所もあります。私もまだ詳しく現場を見ていませんが、見通しが悪くなれば事故の発生に起因するのではと思います。駐輪場入り口付近には長時間駐車することはないと思いますが、検討をお願いします。

事務局：

分かりました。現在、場所については所轄警察とも協議を行っています。今後

運行事業者が決まり次第、詳細を報告しますのでよろしくお願いいたします。

会長：

今の意見はこの地区に限らず汎用的な指摘かもしれません。沿道の地域の利用によっては、若干ずらす可能性が出てくる場所もあるかもしれないということです。実証運行に向け、微調整をお願いします。他はいかがでしょうか。

資料4から8全般について、お気付きの点はありませんか。

(質疑なし)

ないようであれば、事務局、お願いします。

事務局：

先ほど、今後のスケジュールのところでも8月中旬に運行事業者を募集するとご報告しました。今回は高安・南高安地域を一つの事業者、曙川・志紀地域を一つの事業者、大正地域を一つの事業者として募集する予定です。また事業者の重複は問わないものと考えています。以上です。

会長：

事業者募集についての説明でした。スケジュールなどについて、ご意見・ご質問はありませんか。

委員：

運輸支局です。1年間実証運行するというのですが、2年目、3年目の基準はありますか。

事務局：

特に数値的な基準は設けていません。運行しながら地域の意見を聞き、運行計画の見直し等を行い、実証運行の継続を検討する予定です。

会長：

他はいかがでしょうか。

ゼロからの案だとたくさん意見が出ますが、地域で決着した話なので、あまりないと思います。

委員：

この5つの運行からみると、ルートについては、タクシー車両1台の乗合で回れるということが前提ですか。

事務局：

タクシー車両での乗客は普通4人までです。ただ、希望が重複すると1台追加する形になるのかについても、事業者に提案していただきたいと思います。

会長：

他はいかがでしょうか。話を聞くと、4人で満員になり、追加の便が出ることはあまりないかもしれません。他はいかがでしょうか。

微調整はあるかもしれませんが、事業者募集はこの資料のとおり行うということですね。

事務局：

はい。

会長：

この内容で事業者募集を進めてもいいでしょうか。決議の必要はありませんが、資料について違和感はありませんか。ありがとうございました。特に大きな異論はないようです。では、今後の事業者募集については事業者の確定という方向で進めてもらいたいと思います。

他に意見がないようなので、第一部をこれで終了します。

## **第二部（15時10分～）**

### **1. 開会**

### **2. 協議事項**

#### **(1) 八尾市竹濑及び南亀井・跡部新町地域の地域公共交通運行計画の変更**

<事務局より、第二部資料4,5をもとに説明>

会長：

ご説明ありがとうございました。期間限定の運賃変更について、ご意見・ご質問はありませんか。

この会議で決めるのは、たこち号に関する部分です。資料4には近鉄バスや大阪バスの話が書かれていますが、この会議に関わるのは、たこち号だけです。いかがでしょうか。



委員：

予算がなくなり次第終了ということですが、予算がなくなりかけたときはどの時点で周知するのかを教えてください。

会長：

事務局、お願いします。

事務局：

基本的にはひと月ごとに、バス事業者とともに乗車の状況と費用など予算管理します。前月の段階での実績により、ひと月前に判断することになります。ただし、今回、バス事業については近隣の藤井寺市と連携して行っているため、そういった関係も含めて調整することになろうかと思えます。

会長：

予算については、近鉄バス、大阪バス、たこち号を全部合わせてということですね。

事務局：

そのとおりです。

波床会長：

どの程度の利用者を見込んでいますか。

事務局：

予算上は、たこち号については倍の乗車、大阪バスについても倍の乗車を期待しています。近鉄バスについては、過去の他市の実績から、約30パーセント増として予算を組んでいます。

会長：

ご意見・ご質問はありませんか。最初に言ったとおり、この案件については何となく話をして終わりというわけにはいきません。いかがでしょうか。内容の確認に入ってよろしいですか。

では資料5に基づき内容確認を行います。

営業区域・運送区間については変更ありません。3の運賃（料金）の種類、額および適用方法についての確認です。1乗車当たりの運賃は下記のとおりとす

る。大人・中学生以上が一律 100 円。小学生以下の小児は一律 50 円。小学生以上の同伴者 1 人につき、小学生未満の幼児 1 人を無料とする。なお、小児 1 人だけで乗車する場合は小児も運賃が必要。1 歳未満の乳児は無料とするということで、100 円、50 円という部分が変わっています。よろしいですね。

次に 4、適用するその他の条件ということで、運行開始予定日は令和 4 年 9 月 1 日、終了予定日は令和 5 年 2 月 28 日です。先ほど来の説明のとおり、予算がなくなり次第、上記運賃、つまり 100 円と 50 円の運賃での運行は終了し、終了後は元の運賃に戻ります。また、新型コロナウイルス感染拡大状況により、開始時期の延期、あるいは実施時期が変更になる場合があります。

最後の項目です。実施期間を変更する場合。これは予定以前に終了する場合、およびコロナ等で開始時期や実施期間が変更となる場合は、遅くとも 1 週間前にはホームページ等で周知するという条件を付け加えました。

2 の運行日は月曜から金曜。ただし年末年始、12 月 30 日から翌年の 1 月 3 日、祝日は除きます。運行回数、使用車両と業者、条項の制限も変更ありません。以上です。この内容で申請してもよろしいでしょうか。後日あの件をもう一度と言うことはできません。

特に意見はないようなので、この会議として、合意に至ったという扱いとします。ありがとうございました。

## (2) 八尾市竹湊及び南亀井・跡部新町地域の地域公共交通の事業者募集

<事務局より、第二部資料 6 をもとに説明>

会長：

確認です。事業者募集に当たって、募集の条件は今の運行条件と全く同じということですね。

事務局：

はい。同じです。

会長：

確か、おでかけ応援事業の期間の途中で切れるということですね。つまり、先ほど審議した資料 5 の運行条件が次の事業者が最初に直面する条件で、これが切れたら、まさに今日、運行している条件に戻るといふ、その条件で募集するということですね。

事務局：

そうです。

会長：

少し複雑ですが、こういった条件で募集します。皆さん、ご意見・ご質問はありませんか。

特にご意見はないようです。スケジュールに沿って進めてください。

準備した議題は以上です。この際の発言はありますか。

委員：

たこち号は利用者はかなり増えているようですが、さまざまな意見が出ています。病院に行く人は帰りの時間が分からないということですが、運転手さんが気さくでいい人が多く、帰りのことを心配して、今からなら30分前に行けるのでまた帰りにどうぞと言ってもらえる。病院はいつ終わるか分からないし、薬局へも行かなければならないけれども、できる範囲で利用しているということです。また、バスなので、タクシーが来ても出発する時間に余裕があるということもあります。2人目が乗るとき、バス停の時間調整で発車しないこともあります。利用者はなぜかと思うけれども、タクシーの運転手がきちんと説明してくれたので助かったという意見もありました。以上です。

会長：

ありがとうございます。タクシーの運転手の評判については事業者伝えていただけますか。この件について、事務局からコメントはありますか。

事務局：

今の運行レベルを下げないような形でプロポーザルを行い、新規、既存の事業者を含め、選定を進めたいと思います。

会長：

よろしくお願いします。他にこの際のご発言はありませんか。

では、認可の内容について今からの変更は無理ですが、その他お気付きの点があれば、忘れないうちに事務局にお知らせください。よろしくお願いします。

以上